
学校体育施設利用上の学校側からの注意事項

学校名：藤岡市立美土里小学校

いつも適切に使用していただきありがとうございます。また、施設の修理・修繕等の情報提供や施設管理上のご助言に感謝申し上げます。施設使用上の注意事項として、以下の点についてご確認をお願いいたします。

【共通】

- 1 「藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例」及び「学校施設設備使用上の心得」を遵守してください。
- 2 駐車場は、北校舎北側、体育館北側の利用を基本とし、学校敷地内は最徐行（時速 10 km 以下）をしてください。
- 3 利用登録者以外の方の使用は禁止です。
- 4 利用時間を厳守し、活動後は敷地内外に長くとどまらないでください。最後の方は、校門を閉めてください。
- 5 練習試合や合同練習の際は、相手のチームにも必要事項を適切に伝えてください。
- 6 施設利用許可申請書は前月末までに翌月分の提出をしてください。
（学校行事等により使用制限をさせていただく場合があります。ご理解ご協力を
よろしくをお願いいたします。）

【体育館】

- 1 施設備品の整理・整頓、整備に努め、決められた場所に戻すようご協力ください。
- 2 用具の出し入れには十分注意し、フロアを傷つけないようにしてください。
- 3 施設・設備（ステージ上の緞帳、ピアノ、テーブル、ギャラリーの噴幕、扉等）の破損や事故を防ぐため、幼児や児童がステージやギャラリーに上がったり、器具室で遊んだりしないよう注意してください。

【校庭】

- 1 校舎前の植え込みスペースは危険なので、立ち入らないようにしてください。
- 2 玄関前を使用した際は、清掃に努めてください。
- 3 飲食物、ゴミ等の持ち帰りを徹底してください。

※長く、丁寧に、有効に使っていただけるよう、今後ともご協力をお願いいたします。

責任者の方は利用者への指導監督をよろしくお願いいたします。
す。